

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年6月9日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500233号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600016号

第1 結論

請求者のA事業所における平成15年7月5日の標準賞与額を37万円、平成15年12月22日の標準賞与額を35万円、平成16年7月8日の標準賞与額を20万円、平成16年12月4日の標準賞与額を29万3,000円、平成17年7月8日の標準賞与額を24万4,000円及び平成17年12月10日の標準賞与額を23万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月5日、平成15年12月22日、平成16年7月8日、平成16年12月4日、平成17年7月8日及び平成17年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月5日、平成15年12月22日、平成16年7月8日、平成16年12月4日、平成17年7月8日及び平成17年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月22日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日

年金記録を確認したところ、A事業所から支給された請求期間①から⑥までの賞与が記録されていない。賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与支給明細書により、請求者は、A事業所から、請求期間①は37万円、請求期間②は35万円、請求期間③は20万円、請求期間④は30万円、請求期間⑤は25万円及び請求期間⑥は25万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①は37万円、請求期間②は35万円、請求期間③は20万円、請求期間④は29万3,000円、請求期間⑤は24万4,000円及び請求期間⑥は23万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、請求期間①は37万円、請求期間②は35万円、請求期間③は20万円、請求期間④は29万3,000円、請求期間⑤は24万4,000円及び請求期間⑥は23万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、各請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の各請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、各請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500227 号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第 1600005 号

第1 結論

昭和 42 年 4 月から昭和 43 年 6 月までの請求期間及び昭和 44 年 12 月から昭和 48 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から昭和 43 年 6 月まで
② 昭和 44 年 12 月から昭和 48 年 2 月まで

現在所持している国民年金手帳の加入記録欄に請求期間が加入期間として記載されているが、年金記録では国民年金の未加入期間とされている。

国民年金の加入手続についてははっきり記憶していないものの、当時、納付書の納期限までに定期的に保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、国民年金の加入手続を A 市 C 支所(当時)で行い、国民年金保険料を納付書の納期限までに定期的に納付していたとしているところ、住民票によると、請求者が A 市民となった日は昭和 43 年 7 月 3 日であり、請求者の主張と符合しない上、請求者の前住所地である B 村(当時)の請求者に係る国民年金被保険者名簿は無く、A 市の過年度納付記録簿において、請求期間①に遡って国民年金に加入し、保険料を納付した形跡は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、配偶者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A 市において、昭和 49 年 7 月頃に払い出されたものと推認され、国民年金被保険者台帳により、遡って保険料を納付していた

ことが確認できることから、請求期間②当時、配偶者は国民年金に加入しておらず、請求者の主張と符合しない。一方、請求者についても国民年金被保険者台帳及びA市の過年度納付記録簿において、国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、オンライン記録において請求者の請求期間①及び②に係る国民年金被保険者記録及び資格変更履歴は確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求者は請求期間①及び②の国民年金保険料を納付することができなかったものと判断できる。

なお、請求者が現在所持している国民年金手帳の加入記録欄に請求期間①及び②が加入期間として記載されていることについて、上記のとおり国民年金の加入記録が確認できない上、請求期間②に係る記載は、請求者及び配偶者の公的年金加入記録と整合性がないことから、記載の経緯は不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間について請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500237 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600014 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社(B 市 C 区)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の A 社(B 市 D 区)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 5 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 11 日から同年 9 月まで

A 社には、昭和 36 年 4 月から昭和 38 年 9 月までの期間、配送業務の運転手として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 37 年 5 月 1 日から昭和 38 年 7 月 11 日までとなっている。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、「A 社には、昭和 36 年 4 月から勤務しており、請求期間①当時の所在地は、現在の B 市 C 区であった。その後、同社は、現在の同市 D 区に移転した。」と述べているところ、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A 社は、請求期間①当時、現在の B 市 C 区において同保険の適用事業所となっていたが、昭和 37 年 5 月 1 日に適用事業所でなくなっており、同日に、現在の B 市 D 区において同保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、請求者の請求期間①における勤務内容に関する具体的な陳述及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、入社日の特定はできないものの、請求期

間①において、A社（B市C区）に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡していることが確認できる上、当該事業所の事業を引き継いでいるA'社は、当時の資料は無いと回答していることから、請求者の請求期間①における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者が、請求期間①当時の同僚として名前を挙げた当時の事業主の弟及び役職者だったとする者は、当局の照会に対し、「当時、配送業務に従事する従業員については、採用してもすぐに辞めてしまう者が多かったため、採用と同時に社会保険に加入させる取扱いを行っていなかった。それぞれの従業員の働きぶりなどを見て、会社が社会保険に加入させる時期を決めていた。」と陳述している。

さらに、請求者は、請求期間①当時に、一緒に配送業務に従事していた同僚8人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該8人のうち3人については、請求期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、他の5人は、請求者と同様に、請求期間①において同保険の被保険者であった記録は確認できない。

加えて、請求者及び複数の同僚は、請求期間①当時の従業員数について、25人以上であったと述べているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、請求期間①における厚生年金保険の被保険者数は、8人から15人で推移していることが確認できる。

これらの状況を踏まえると、請求期間①当時、当該事業所では、従業員の採用と同時に、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿により、請求期間①において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた6人に照会し、4人から回答が得られたものの、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

なお、A社（B市C区）に係る被保険者名簿に請求者の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間②について、A社（B市D区）は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は死亡している上、同社の事業を引き継いでいるA'社は、当時の資料は無いと回答していることから、請求者の請求期間②にお

ける勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、当該事業所の役職者だったとする者について、「私が退職した後も勤務していた。」と述べているところ、当該事業所に係る被保険者名簿によると、当該役職者だったとする者は、昭和 38 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同人は、当局の照会に対し、「私は、年金記録どおり、昭和 38 年 7 月一杯まで勤務して退職しており、請求者は、私よりも少し前に退職している。」と陳述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、請求期間②において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた 8 人（上述の役職者だった者を除く。）に照会し、その全員から回答が得られたものの、請求者の請求期間②に係る請求内容を裏付ける陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②に係る請求の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500235 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600015 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月

A社において勤務していた平成 17 年 2 月に、同社から賞与が支給されたと思うが、厚生年金保険の記録によると、当該賞与の記録が無いので、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、商業・法人登記簿謄本によると、平成 21 年に解散し、平成 23 年に清算が終了していることが確認できることから、同社の代表清算人に照会したところ、同人から平成 17 年 2 月に支給した給与及び賞与に係る記録の写しが提出されたものの、当該資料によると、同社は、請求者に対し、請求期間に係る賞与を支給していないことが確認できる。

また、請求者は、平成 17 年分給与所得の源泉徴収票を提出しているものの、当該源泉徴収票からは、請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認することはできない。

さらに、請求期間当時、当該事業所が加入していたB健康保険組合から提供された請求者に係る適用台帳において、請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。